

## 農地法第4条・第5条の届出に必要な書類

必要書類	部数
○共通書類	
農地転用届出書(正・副)押印は、正のみ	正副1部
土地の全部事項証明書(発行後3か月以内・原本)	1部
現況カラー写真(土地の全景が確認でき、3か月以内に撮影されたもの)及び付近見取図 撮影日を写真に記入、写真には、番号を付し、撮影方向は、付近見取図に矢印を記入	1部
○代理の方が届出、受理通知書の受け取りを行う場合	
委任状(委任者の印は、農地転用届出書の印と同じものを押印すること) 第5条の届出を第三者に委任する場合は、譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)双方から の委任状が必要	1部
○土地の全部事項証明書に記載の所有者の住所が現住所と異なる場合、住所の沿革がわかる下記のもの	
住民票の写し、又は、戸籍の附票の写し(発行後3か月以内)	1部
○土地の相続登記がされていない場合	
戸籍謄本等相続関係書類(原本還付が必要な場合は、写しも同時に提出) 戸籍謄本等の代わりに法務局交付の法定相続情報一覧図の写しでも可能	1部
○土地区画整理事業中の区域内の土地の場合	
仮換地証明書	1部
○3,000㎡以上の農地を露天駐車場、露天資材置場等(建築物を伴わないもの)に転用する 場合 (第5条の届出のみ)	
開発行為に該当しない旨の証明書(開発調整部宅地安全課)	1部
○その他個々に応じ必要な書類	
<small>テンマツ</small> 顛末書、申述書	1部

申請書類の作成については、堺市農業委員会事務局(直通072-228-6825)までお問い合わせください。

※土地の形質の変更(盛土・切土・一時的な土石の堆積)を行う場合は、

「宅地造成及び特定盛土等規制法」の手続きが必要となる場合があります。

宅地安全課(高層館13階)にご確認ください。